

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・社会福祉法人改革の動向を適切に把握し、今後の一層の活動を推進するために
～平成27年度 緊急・全国保育組織正副会長等会議を開催～ …………… 1
- ・公立幼保連携型認定こども園での3歳未満児への食事提供が、構造改革特別区域において所定の要件を満たした上で、公立保育所と同様に「園外調理・外部搬入」可能に
～内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の公布～…………… 2
- ・平成27年度「児童福祉週間」の標語を募集～10月20日（火）まで募集中～………… 3
- ・平成27年度社会福祉トップセミナー参加申し込み中…………… 4

◆社会福祉法人改革の動向を適切に把握し、今後の一層の活動を推進するために◆

～平成27年度 緊急・全国保育組織正副会長等会議を開催～

10月13日、全国保育協議会は、「平成27年度 緊急・全国保育組織正副会長等会議」を開催しました。

例年、本会議は12月に開催し、保育制度をとりまく課題、それぞれの保育組織における課題などについて協議・意見交換を行っています。

本年度は12月の開催に先立って、本年7月に衆議院で成立し、参議院での継続審議となった「社会福祉法等の一部を改正する法律案」をめぐる動向等、社会福祉法人改革に向けた議論を適切に把握・理解するため、緊急として別途開催するに至りました。

会議では、厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課長 岩井 勝弘氏による行政説明「社会福祉法人改革について」が行われました。社会福祉法人制度を巡る状況を踏まえた改革の経緯について説明があり、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が求めている対応や、法が成立した場合の施行



予定及び具体的な取扱いが示される政省令の公布時期等について言及がありました。

説明に対して、7名の出席者からの質問に対し、30分にわたってその場で丁寧な説明もありました。



行政説明を受けて、万田会長から基調説明が行われました。社会福祉法人制度改革が求める方向性には、従前の議論の経緯を踏まえ全面的に推進すべきであるとの賛意は示しつつも、保育を主たる事業とする社会福祉法人の多くの経営実態である、1法人1施設などの小規模かつ事務体制の脆弱な状況を踏まえた配慮への要望を行ってきたこと等、これまで実施してきた対応について説明がありました。

【基調説明をする万田会長及び会場の様子】

終わりに、「今後も社会福祉法人が社会的信頼の下で事業を存続していくため、全国の会員皆さまが改革の必要性をきちんと理解し対応することができるよう、都道府県・指定都市保育協議会のより一層のご活躍・ご支援が、必要不可欠です。」として、説明をむすびました。

厚労省の説明資料は、別添をご参照ください。

◆公立幼保連携型認定こども園での3歳未満児への食事提供が、構造改革特別区域において所定の要件を満たした上で、公立保育所と同様に「園外調理・外部搬入」可能に◆

～内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の公布～

9月4日、「内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令（平成27年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第7号）」が公布されました。

幼保連携型認定こども園は、保育を必要とする園児への食事を提供する際は、自園調理を原則としつつ、一定の要件を満たす場合には、満3歳以上の園児に対する食事の提供について、外部搬入により行うことができることとされています。

今般、構造改革特別区域（以下「特区」という。）における公立幼保連携型認定こども園での3歳未満児への食事の提供について、所定の要件を満たす場合、平成22年6月から実施可能となっている公立保育所と同様に、園外で調理し搬入する方法により行うことができることとされました。

「特区制度を活用し、満3歳未満児に対する給食の外部搬入を行う要件」は、下枠内のとおりです。通知の全文は、別添資料をご参照ください。

なお、今般の公布に際しては、「幼保連携型認定こども園における食事の提供にか

かる取扱い」について、別途改めて通知される旨が記されています。本取扱いについて通知されましたら、本ニュースにてあらためて周知いたします。

(特区制度を活用し、満3歳未満児に対する給食の外部搬入を行う要件)

- 1 満三歳未満の園児に対する食事の提供の責任が当該公立幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 2 当該公立幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養教諭その他の栄養士等により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養教諭その他の栄養士による必要な配慮が行われること。
- 3 調理業務の受託者を、当該公立幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 4 満三歳未満の園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、満三歳未満の園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 5 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

【参考】

内閣府・文部科学省・厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る主務省令の特例に関する措置を定める命令の公布について

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>自治体向け情報>事務連絡

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html#jimurenaku>

◆平成27年度「児童福祉週間」の標語を募集◆

～10月20日(火)まで募集中～

平成28年度の「児童福祉週間」の標語を募集中です。「児童福祉週間」は、すべての子どもが個性豊かに、たくましく育っていけるような環境・社会を目指し、政府と民間団体が、毎年5月5日の「こどもの日」からの1週間を定めたものです。

児童福祉週間には、博物館や科学館の入場料を減免したり、子ども向けイベントや

子育て応援イベントを開催するなどして、国民全体で子どもの健やかな成長を考えようという取り組みが各地で開かれます。

- 標語内容：元気で頑張る子どもたちへの応援や、子どもたちからの未来へのメッセージ
- 応募資格：どなたでも応募できます
- 応募期間：平成 27 年 9 月 1 日(火) ～ 10 月 20 日(火)

応募方法等の詳細は、下記 URL、または「厚生労働省ホームページ＞報道・広報＞報道発表資料＞2015 年 8 月 28 日（金）」をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000095674.html>

◆平成 27 年度社会福祉トップセミナー参加申し込み中◆

全国社会福祉協議会政策企画部では、2025 年を見据え持続可能な社会保障のあり方を展望するとともに、各地域で援助・支援を必要とする人々への福祉活動などの実践報告をとおして、連携・協働の強化や支援ネットワークの活性化の課題などを共有し、今後の全国的な活動展開に資することを目的に、「平成 27 年度社会福祉トップセミナー」を開催します。

テーマ『持続可能な社会保障改革の展望、2025 年を見据え

～急速な少子・高齢化と総合的な福祉基盤の確立』

[日程] 2015 年 12 月 8 日（火）～12 月 9 日（水）

[会場] 全社協・灘尾ホール（東京都千代田区）

[対象] 社会福祉法人・社会福祉施設等の役員・幹部職員 等

[内容] 12 月 8 日(火)

基調講演 『社会福祉法改正への対応と社会福祉法人のあるべき姿』

講師 磯 彰格 氏（全国社会福祉法人経営者協議会会長、全国社会福祉協議会副会長）

講演Ⅰ 『急速な少子高齢化、人口減少社会の社会保障を展望する』

講師 権丈 善一 氏（慶應義塾大学商学部教授、社会保障制度改革推進会議委員、医療・介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会委員）

講演Ⅱ 『今を生きる子どもたちのために』

講師 渡辺 久子 氏（渡邊醫院副院長、元慶應義塾大学医学部小児科専任講師）

12 月 9 日(水)

シンポジウム 『地域で援助・支援を必要とする人々への総合的な福祉活動の展開』

シンポジスト／

古内 保之氏（岩手県社会福祉協議会専務理事、全社協政策委員会幹事）

白江 浩氏（全国身体障害者施設協議会副会長、社会福祉法人ありのま
ま舎常務理事、全社協政策委員会幹事）

平田ルリ子氏（全国乳児福祉協議会会長、社会福祉法人慈愛会清心乳児園
施設長）

長瀬 慈村氏（柏市医師会副会長、乳腺クリニック長瀬外科院長）

コーディネーター／高井 康行（全国社会福祉協議会副会長）

[定員] 200名

[参加費] 15,000円（宿泊費等は別途）

[締切] 平成27年11月24日（火） ※定員に達し次第締め切ります。

[申し込み先]

名鉄観光サービス(株)新霞が関支店（担当：下枝）

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

T E L 03-3595-1121 F A X 03-3595-1119

詳しくは下記より要項・申込み諸等をダウンロードしてご確認ください。

http://www.shakyo.or.jp/news/20151015_top_seminar.pdf